

人と自然が輝くまち

広報

たてしな

2025.6
[令和7年]

No.616



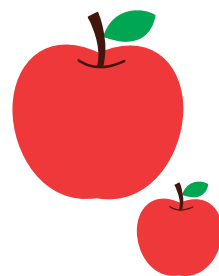
Index

- たてしな応援商品券を配布します！…………… P2
- 町民まつり「立科えんでこ」を開催します！…………… P3
- 長野県立科町価格高騰特別対策支援金のお知らせ…… P4
- 住宅断熱性能向上リフォーム補助金の申請を受付けます… P5
- ごみの資源化・減量化にご協力ください！…………… P8
- 地域おこし協力隊 奔走中…………… P23

立科小学校3年生 りんご学習



立科町マスコットキャラクター
「しいなちゃん」



たてしな応援商品券を配付します！

物価高騰の支援として町民のみなさまに、町内の事業所で使用できる「たてしな応援商品券」を配付します。ぜひご活用ください。

- 配付対象 令和7年5月1日現在、立科町に住所を有する人
※令和7年5月1日～12月26日の間に転入・出生の届出された皆さんにも配付します。
- 配付内容 1名につき5,000円分（全店共通券500円×10枚）を世帯主あてに世帯員分をまとめてゆうパックにて配付。※ポスト投函はされません。基本的に対面受取です。
※5月下旬～7月上旬の間に順次配達されます。（不在票の投函・対応は都合により6月中旬～7月上旬に行います。ご了承ください。）
- 取扱店舗 取扱店舗については、商工会ホームページでご確認ください。
- 利用期間 6月22日(日)～12月31日(水)
- 利用方法 取扱店舗で、お支払いの際に商品券をお渡しいただき、差額がある場合は現金等でお支払いください。
1回のお支払いにおける商品券の使用枚数に制限はありません。
商品券使用の際は、つり銭は支払われません。
最新情報は、商工会ホームページまたは商工会窓口でご確認ください。
<https://r.goope.jp/tatesina>
- お問合せ 立科町役場 産業振興課 観光商工係 電話 0267-88-8412
立科町商工会 電話 0267-56-1004



立科町商工会ホームページ



第33回 町民まつり

立科えんでこ 開催します!

今年も町民まつり「立科えんでこ」を8月2日(土)に開催を予定しています。

みこしに太鼓に花火などなど多くの皆さんに地域に根差したお祭りとして楽しんでいただけるよう実行委員会を中心に準備を進めています。

出店の応募も予定しています。ぜひご参加ください。



【ステージイベント出演者 大募集!】※申込期限：6月6日(金)

町民まつり実行委員会では、えんでこのステージイベント出演者を募集しています。

ダンス、楽器演奏などジャンルは問いません。

町内の学生や若者のみなさんの応募をお待ちしております。

出演時間 午後6時～午後7時 1団体15分程度

対象 町内団体・町内在住者が所属する団体・町内を中心に活動する団体を優先します(3組程度)

場所 役場駐車場特設ステージ

詳しくは立科町ホームページをご覧ください



申込／問合せ先：町民まつり実行委員会事務局（企画課企画振興係）

電話 0267-88-8403

メール kikaku@town.tateshina.nagano.jp



長野県立科町価格高騰特別対策支援金のお知らせ

事業の概要

令和6年11月に閣議決定された国の総合経済対策に基づく低所得者への支援として、物価高騰の影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対して、長野県事業により給付金を支給します。

給付対象者及び給付額

次の要件を満たす世帯が対象です。

- ・令和6年12月13日時点で、立科町の住民基本台帳に登録されている世帯
- ・令和6年度分（令和5年所得）の市町村民税（均等割のみ課税）である世帯
- ※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯及び、非課税世帯給付金（3万円）および他市町村から物価高騰対応重点支援金（2万円）の給付を受けている世帯を除きます。

〈給付額〉 1世帯 2万円（支給は1回限り）

支給方法

①お知らせ通知が届く方（申請不要）6月上旬

令和5・6年度に給付金を立科町より受け取っており、世帯員に変更がなく、課税者扶養の要件に該当しない世帯

②確認書・申請書が届く世帯（申請必要）6月中旬

支給対象世帯のうち、新規対象世帯及び前回の給付金を立科町で受け取っていない世帯（転入者）等

申請期限

申請期限 令和7年8月31日(日)（厳守）

こども加算（児童1人あたり2万円）

長野県立科町価格高騰特別対策支援給付金（2万円）の支給世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）を扶養している世帯に対して児童1人当たり2万円の加算金を支給します。
（※給付金を支給した世帯に対して、後日支給いたします。）

※令和6年1月2日以降に立科町へ転入した世帯や修正申告を行った世帯等、町から通知が届かない場合がございますので、均等割のみ課税となる世帯で通知が届いていない場合は、お問い合わせください。

●お問合せ●町民課 福祉係 電話0267-88-8405

町議会6月定例会のお知らせ



6月定例会日程(予定)

議会事務局

- 6月3日(火) 本会議（提案説明）
- 5日(木) 本会議（議案質疑・委員会付託）
- 6日(金) 本会議（一般質問）
- 9日(月) 本会議（一般質問）
- 10日(火) 社会文教建設常任委員会
- 11日(水) 総務経済常任委員会
- 13日(金) 本会議（委員長報告・討論・採決）

住宅断熱性能向上リフォーム補助金の申請を受付けます

生活環境係

申請期間 6月2日(月)～11月7日(金)

※先着順とし、補助金の申請額が町の予算額（300万円）に達した時点で、受付を終了します。

受付窓口 建設環境課 生活環境係 電話 0267-88-8411

地域産業の活性化と省エネルギーおよび地球温暖化防止への意識の高揚を図るとともに、町民の省エネルギーの取り組みを積極的に支援し、「環境に配慮したやさしいまちづくり」を推進することを目的に、町民が町内の施工業者を利用して行う住宅の断熱性能向上リフォーム工事に要する費用に対して、町の予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象者

次の(1)～(3)のすべてに該当する人

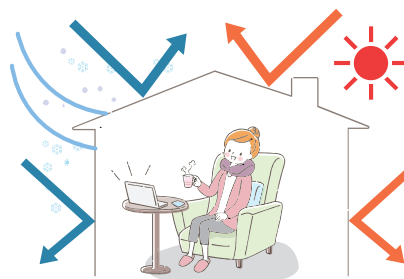
- (1) 立科町内に住所を有し、自己の居住する住宅（店舗、事務所その他これらに類する用途の部分を含む併用住宅は、当該住宅部分に限るものとし、賃貸住宅は除きます。）に断熱性能向上リフォーム工事を行う人で、工事後も引き続きその住宅に居住する人
- (2) 町税のほか町納入金に滞納がない人
- (3) 補助金の交付を申請する日の属する年度の前年の給与所得のみの収入金額が1,442万円以下の人、または所得金額が1,200万円以下の人

※ 補助金交付決定前に着手した工事は、補助対象外となります。

補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、町内に本社、営業所等を有する法人、または町内に住所を有する個人事業主で、住宅に係る工事を業として行う者に発注する次のいずれかの改修工事に係る費用とします。ただし、国、県および町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費等が含まれる場合は、これを除いた経費を補助対象経費とします。

- (1) 現に居住する住宅の外壁開口部において行われる次のいずれかの工事
 - ア 単板ガラスを複層ガラスに替える工事
 - イ 既存開口部の内側、または外側に新たなサッシを設置することにより二重サッシとする工事
- (2) 住宅のすべての屋根、すべての居室の壁、小屋裏および床に断熱材（グラスウール、ロックウール、ポリスチレンフォーム、ウレタンフォーム等の断熱性能が認められる材料）を新たに設置する工事
- (3) その他、住宅の断熱性能が向上すると認められる改修工事



補助率、補助限度額等

補助対象経費の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）。
上限20万円。なお、補助金の交付は、同一住宅について1回限り。

申請時の添付書類

補助対象経費に係る部分と、それ以外の部分が区分されている次の書類。

- ①見積書の写し
- ②住宅の案内図および平面図
- ③工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- ④その他町長が特に必要と認める書類（立科町に前年の所得情報がない人の所得証明書等）

完了期限

補助金の対象となる工事の完了および完了関係書類の提出期限は、令和8年1月30日(金)まで。

交通安全

交通安全協会



街頭指導

4月7日から11日まで、保育園、小・中学校周辺や通学路の横断歩道での街頭指導を立科町交通安全協会、役場職員、小・中学校の先生を中心に行い、児童の安全確保を行いました。

4月14日、立科小学校全校児童を対象に交通安全教室が開催されました。

1年生から3年生までの低学年の児童は佐久警察署・立科町交通安全協会・先生方の指導により、実際の道路に出て横断歩道の渡り方や歩道での交通ルールについて学びました。

そして、4年生から6年生の高学年の児童は長野県交通安全教育支援センターの指導員を講師に、自転車の乗り方や交通ルールについて学びました。

小学校交通安全教室



庶務係

立科町監査委員に 榎本真弓氏が就任しました

4月23日(水)の令和7年第2回立科町議会臨時会において、榎本真弓氏が議会の同意を得て、監査委員に選任されました。



議会選出監査委員
榎本真弓氏（夢科）

令和7年度 区長会・部落長会の役員が決まりました

(敬称略)

区長会

会長 滝澤 俊徳(桐原)

副会長 塩澤 和人(宇山)

箕輪 義則(町)

中島 健男(茂田井)

部落長会

会長 荻原 義行(虎御前)

副会長 望月 英樹(西町)

村田 勝昭(野方2)

滝澤 俊徳(桐原)

村田 昌司(大城)

両角 恵二(滝神)

区長名簿

蓼科 野地 義昭

古町 瀬下 良輝

町 箕輪 義則

野方 重田 理邦

大城 吾妻 新治

赤沢 菊地 七男

山部 田原 正道

牛鹿 片桐 慎吾

宇山 塩澤 和人

塩沢 羽場 義治

西塩沢 小林 和夫

部落長名簿

蓼科1 池田 泰人

蓼科2 寺島 眞

蓼科3 長井 朝美

蓼科4 藤澤 佳代子

中尾・美上下 依田 賢一

姥ヶ懐 戸塚 修一

古町1 瀬下 良輝※

古町2 齊藤 茂嗣

町1 太田 晶久

町2 寺島 繁

町3 小林 克也

町4 横山 雅則※

野方1 重田 理邦※

野方2 村田 勝昭

和子 的場 孝行

赤沢 山木 邦宏

中 羽田 広幸

日向 金子 初雄

大城 村田 昌司

上房 西村 章一

藤沢 桜井 純夫

蟹原 櫻井 二郎

桐原 滝澤 俊徳

細谷 山浦 収

茂田井 中島 健男

山部 片桐 朗弘

真蒲 関 淳

平林 田中 譲

滝神 両角 恵二

牛鹿 中澤 義信

柳沢 小倉 法紹

外倉 荻原 浩昭

五輪久保 上田 知行

虎御前 荻原 義行

蟹窪 小林 常雄

日中 児玉 幸一郎

大深山 今井 由春

立石 寺島 聡

石川 斉藤 正則

塩沢 羽場 義治※

西塩沢 小林 和夫※

藤沢 桜井 純夫※

蟹原 櫻井 二郎※

桐原 滝澤 俊徳※

細谷 山浦 収※

西町 望月 英樹

田町 竹重 和明

仲町1 武重 栄吉

仲町2 橋詰 明夫

東町 山之上 浩

※ 区長兼務

未経験者歓迎

アルバイト 従業員 募集

仕事内容：農作業（植付、剪定、散水、消毒、収穫、草刈り等）

時給：① 1,000円

② 1,600円 ※刈払い機持ち込み（燃料代込み）

【特徴】 荒廃農地や耕作放棄地にソーラーパネルを設置して発電し、その下でユーカリ、ブルーベリーを栽培しています。

※ソーラーシェアリングという取り組みです。

立科町塩沢1650番地

たてしなサンサンファーム

お気軽にお問合せください！

080-8086-5701（担当：今井）

投票時間が 午後7時まで に変わります

次回の選挙から投票日当日の投票終了時刻を今までの午後8時から午後7時に1時間短縮します

今までは
午前7時～
午後8時

※女神湖体育館は午後7時



これからは
午前7時～午後7時

※女神湖体育館は午後6時

期日前投票

期日前投票は今までと変わりません

投票時間：午前8時30分～午後8時

投票所：たてしな人権センター



次回選挙の予定

令和7年7月 参議院議員選挙

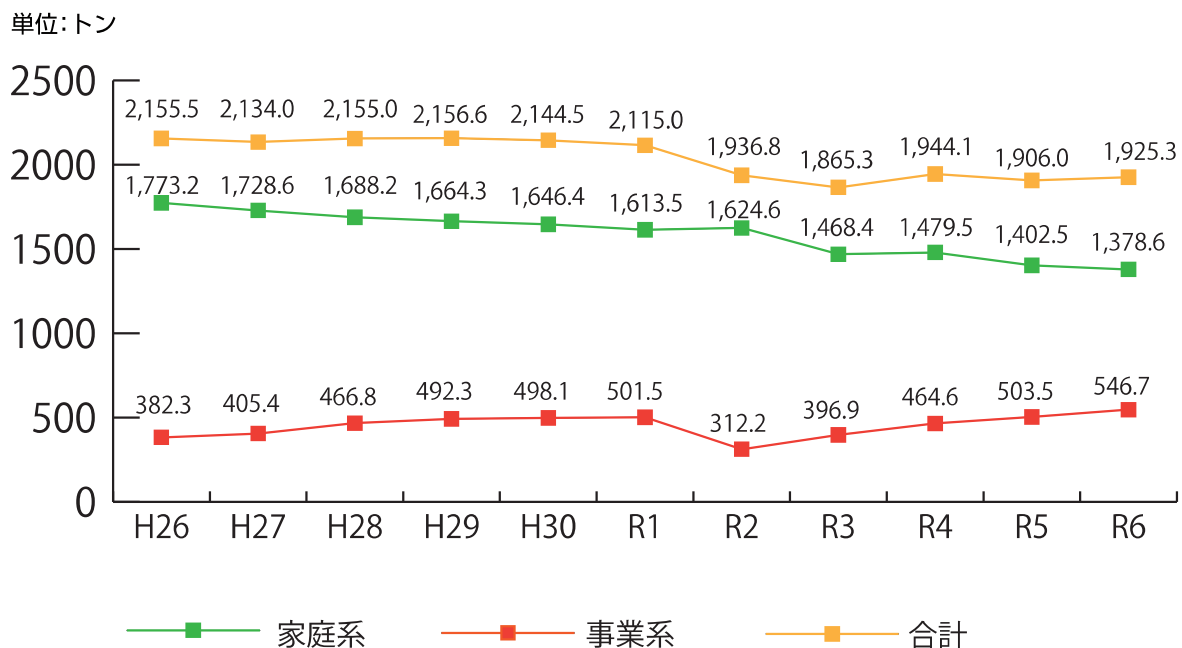
※投票日は変更になる可能性があります。

立科町選挙管理委員会（庶務係）
電話：0267-56-2311

ごみの資源化・減量化にご協力ください！ 生活環境係

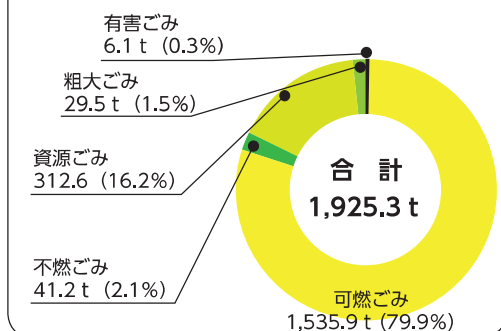
令和6年度の町全体のごみ総排出量は1925.3 tで、前年度と比較して、約19.2 t増加しました。

家庭系・事業系別ごみ総排出量の推移（年度別）



立科町のごみ処理状況

令和6年度ごみ処理量



ごみ処理量の内訳 (単位: t)

可燃ごみ	不燃ごみ			資源ごみ												粗大ごみ	有害ごみ	
	ガラス・陶磁器類	金属類	小型家電	アルミ	スチール	新聞	雑誌・雑紙	ダンボール	牛乳パック	無色ビン	茶色ビン	その他ビン	布類	ペットボトル	トレイ			容器プラ
1535.9	41.2			7.2	4.3	56.0	58.0	52.8	0.8	21.1	17.0	11.7	3.7	19.5	2.5	58.0	29.5	6.1

町全体総排出量 **1925.3 t** (令和5年度: 1,906.1 t)

町民1人当たり年間排出量 **284.5kg**

// 1日排出量 **779.4g** (茶わん約5杯分)

全町民が1日当たり、ミニトマト1個分のごみを減量すると、年間約40tの減量化が可能です！ ※ミニトマト: 15g/個で換算

佐久市・北佐久郡環境施設組合は、1市3町が共同で維持管理運営をしており、毎年、各市町からの可燃ごみの搬入量に応じて、費用を負担しています。

ごみの排出量が減れば、町の費用負担も少なくなりますので、ごみの減量化にご協力ください。

人口(令和6年10月1日現在)
6,673人 (外国人含む)

1 「立科町を美しくする日」について

7月13日(日)は町独自で実施している「立科町を美しくする日」です。環境美化運動への取り組み等にご協力をお願いします。

2 「『チャレンジ800』ごみ減量推進事業」「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」 「残さず食べよう！30・10運動」等

県では、「もったいない」を大切にして、ごみ減量日本一！～美しい信州を次世代へ～」を基本目標に、さまざまな取組みを推進しています。

ごみ減量の第一歩は身近な心がけが大切となりますので、一人ひとりが環境に対しての関心を持ちましょう！

ゴミ減量化のポイント

1 生ごみの減量化・資源化

・調理くずや食べ残しを減らし、出てしまった生ごみは良く水を切ってから出すか、堆肥化をしましょう！

2 容器包装ごみの減量化・買い物のときはマイバックを使いレジ袋や不要な包装は断りましょう！

・返却・再利用のできるリターナブル容器入りの商品を選びましょう！

3 環境にやさしい買い物

- ・計画的な買い物をしましょう！
- ・リサイクルのできる商品を購入しましょう！
- ・環境ラベルのついた商品を購入しましょう！（エコマーク）

4 資源化

・可燃ごみや不燃ごみとして出しているごみの中に、リサイクルできるごみが含まれていませんか？
きれいに洗うなどして、資源ごみとして出しましょう！

5 リサイクルバザーなどの利用

・不要になったものは人に譲ったり、フリーマーケットやリサイクルバザー、リサイクルショップなどを活用しましょう！

3Rを実践しましょう！

- ・Reduce: リデュース… 不要なものは買わない
- ・Reuse: リユース… 使えるものは繰り返し使う
- ・Recycle: リサイクル… 再資源化する

川西粗大ごみ処分場のご案内

開場日: 月曜～金曜日の毎日と毎月第2日曜日 ※祝日、年末年始を除く
開場時間: 午前9時～午後4時

町では、年6回粗大ごみと小型家電の収集を行う予定ですが、川西粗大ごみ処分場に直接持ち込みすることも可能です。町収集での混雑を避けるため、川西粗大ごみ処分場への直接持ち込みもご利用ください。

宅内汚水マス・雨水処理確認のお願い

上下水道係

敷地内に埋設されている下水道の“おすい”と書かれている蓋が破損等していたり、雨水を誤って接続していませんか？



○ (蓋が閉まっている状態)



× (蓋が外れている状態)



× (蓋が破損し開いている状態)

宅内汚水マスの蓋が外れていたりするとごみや土、砂利等が入り下水道管が詰まったり、雨水が処理場へ流れ込み、処理量の増大につながる原因になりますので正しく閉めていただき、破損している場合は設置業者へご相談をお願いします。

下水道は汚水のみを受け入れて処理を行いますので雨水を下水道へ誤接続されている場合は同じくご相談をお願いいたします。

また、住宅の解体を検討されている方は事前に上下水道係へお問合せください

●お問合せ●建設環境課 上下水道係 電話 0267-88-8410

6月1日～7日は「水道週間」です

上下水道係

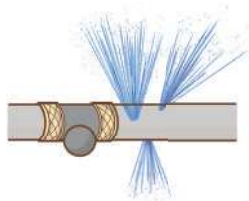
水を大切にしましょう！

立科町の水道は蓼科山を中心とした立科町南部の高原地帯からの湧水を水源としています。この水は、私たちが健康で明るく快適な生活を営むうえで不可欠なものです。限りある資源の水を大切にしましょう。

宅内で漏水を発見されたときは……

宅内の給水装置の故障などにより漏水すると、大切な水を無駄にしてしまうだけでなく、漏水した水の料金は、利用者のご負担となりますので、定期的に漏水していないかどうかを点検するなど適切に管理してください。

漏水を発見したときは、メーターボックス内のバルブを閉め、水が止まったことを確認し、立科町指定給水装置工事業者に点検・修理を依頼してください。



●お問合せ●建設環境課 上下水道係 電話 0267-88-8410

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも
電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き
カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証
使える



有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます。お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



⚠ 期限切れ翌日

マイナ保険証
使える



有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む



有効期限切れから3カ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません。**速やかに**再発行手続き**をしてください。



3カ月後

マイナ保険証
使えない



3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。



有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに**再発行手続き**をしてください。

※ 有効期限が切れてから再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に**資格確認書が交付されます。**引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバー

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare